

# 明德福祉専門学校学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、介護福祉士養成と介護福祉士の資質能力と技術向上を図るための教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は明德福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、山形県山形市旅籠町3丁目2番14号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程の組織・収容定員・休業日等

(課程の組織・授業時間数・収容定員・修業年限等)

第5条 本校は教育・社会福祉関係専門課程を置く

2. 学科、収容定員、修業年限等は、次のとおりとする。

課 程	学 科	昼夜別	入学定員 (学級数)	学 生 総定員	修業 年限	1年間授業 時間数	2カ年 延授業 時間数	始業及び 終業時刻
教育・社会 福祉関係専 門課程	介護福祉科	昼	20人 (1)	40人	2年	960時間	1920時間	9:00～ 16:30

3. 授業時間は50分とし、これを1時間とする。
4. 授業科目の時間数を単位数に換算する場合は、講義については15時間をもって1単位、実技・実習については30時間をもって1単位とする。
5. 前項の始業及び終業時刻については、校長が教育上必要と認める場合に変更することがある。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで  
後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日（日曜日と重なる場合はその翌日）
- (3) 夏季休業（7月25日から8月25日まで）
- (4) 冬季休業（12月20日から1月10日まで）
- (5) 学年末休業（3月20日から3月31日まで）
- (6) 学年始休業（4月1日から4月10日まで）
- (7) 開校記念日（5月2日）
- (8) その他校長が必要と認めた日
2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
3. 災害等その他急迫する事情がある場合、又は教育上特別の事情がある場合は臨時に授業を行わない場合がある。

## 第3章 入学、退学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校卒業生
- (2) 高等学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 大学・短期大学・専修学校（専門課程）卒業生

（出願手続き）

第10条 入学を希望する者は、本校指定の入学願書に必要事項を記入し出身高等学校長の推薦書及び調査書と共に提出しなければならない。

（入学手続き・許可）

第11条 前条の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、校長が合格者を決定する。

2. 合格者は、合格の日から定められた期日以内に、入学金、その他の必要書類を添えて手続きをとらなければならない。
3. 前項の手続きを終了した者に対し、校長が入学を許可する。

（退学）

第12条 学生が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、校長の許可をうけなければならない。

（欠席、休学）

第13条 学生が病気その他やむを得ない事由により欠席するときは、その理由を明記し、速やかに校長に届け出なければならない。

2. 学生が病気その他やむを得ない事由により7日以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、校長に休学を願い出なければならない。尚、復学を希望した時は、校長の許可により復学を認める事とする。

（出席停止）

第14条 学生が伝染病にかかり、又はその恐れがあるとき、その他校長が必要と認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

（身上事項の異動の届出）

第15条 学生及び保護者の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときには、速やかに届け出なければならない。

## 第4章 修了の認定と卒業

（修了の認定卒業）

第16条 本校の教育課程及び授業時間は別に定める「明德福祉専門学校履修規定等に関する規則」のとおりとし、校長は、教育課程の定めるところにより学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。履修認定に関しては、別に定める「明德福祉専門学校履修規定等に関する規則」による。

2. つぎの者については、修了を認定しないものとする。
  - (1) 出席時間数が「明德福祉専門学校履修規定等に関する規則」に定める時間数の3分の2に満たない者
  - (2) 介護実習の出席時間数が「明德福祉専門学校履修規定等に関する規則」に定める時間数の5分の4に満たない者
3. 修了未認定者の扱いについては、別に定める「明德福祉専門学校履修規定等に関する規則」による。
4. 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与すると共に専門士の称号を付与する。

## 第5章 教職員組織

（教職員）

第17条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員 3名以上
- (3) 講師 1名以上
- (4) 事務職員 1名
- (5) 学校医1名（嘱託） 1名

## 第6章 授業料、入学金

(授業料、入学金)

第18条 本校の授業料、入学金等は次のとおりとする。

(介護福祉科)

入学金	授業料	施設維持費	実験実習費	合計
150,000円	530,000円	100,000円	100,000円	880,000円

(出願時に入学検定料10,000円)

(分割)	入学時	9月10日まで	合計
	515,000円	365,000円	880,000円

※ 実験実習費のなかには、学校外での実習費が含まれる。

※ 2年次の諸納入金額は、上記の金額より入学金を除いた金額となる。

2. 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料を2ヶ月以上滞納し、その後においても、納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
3. 既に納入した授業料・入学金等については、入学式の日まで入学を辞退した場合は入学金を除き返還する。
4. その他校長が認めた場合入学金を免除することがある。

## 第7章 賞 罰

(褒賞)

第19条 学生がその成績、性行とも優れ、他の模範となるときは褒賞することがある。

(懲戒)

第20条 校長が教育上必要とみとめたときは、次の懲戒処分を行う。

- (1) 訓告
  - (2) 停学
  - (3) 退学
2. 前項の退学は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うものとする。
    - (1) 性行不良で改善の見込みがないとみとめられる者
    - (2) 学力劣等で成業の見込みがないとみとめられる者
    - (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
    - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第8章 補 則

第21条 この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

## 附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から実施する。
2. この学則は、平成25年4月1日から実施する。